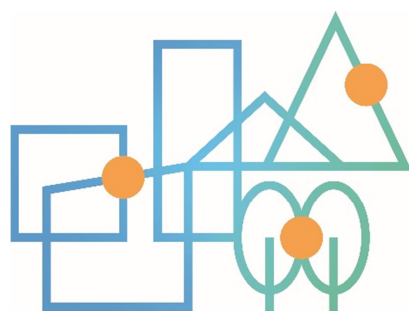


令和8年度
東松島市脱炭素先行地域づくり事業
補助金の手引き



脱炭素先行地域



SDGs・脱炭素社会推進課

目次

1	補助制度の概要等	2
2	補助対象設備一覧	3
	・ 太陽光発電設備（自家消費型）	
	・ 蓄電池	
	・ EVカーシェア	
	・ 充放電設備（V2H）	
	・ 共通要件	
3	補助金申請の流れ	7
4	交付申請について	8
5	実績報告について	10
6	その他	12

1 補助制度の概要等

東松島市では、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、再生可能エネルギーの地産地消モデルの構築に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備導入等の取組を支援するために、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」を活用し、脱炭素先行地域にお住いの市民及び事業者に対し、東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金を交付するものです。

【共通の注意事項】

申請前に「東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱」を確認し、以下の点について、ご確認ください。

- 1 補助申請者は、**令和7年4月1日（火）から令和9年2月26日（金）**までの期間に補助対象の設備を契約から設置まで行い、かつ、実績報告書（設置・支払いの完了）を提出できる方が対象です。
- 2 市から交付決定を受ける前に補助対象の設備を設置した方は、東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届（様式第4号）を提出する必要があります。
- 3 申請受付は先着順で行い、予算額に達した時点で募集を終了します。また、予算の上限に達する同日に申請が複数あった場合は、抽選方式となります。
- 4 補助対象の設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する間（P12参照）、継続して使用する必要があります。
- 5 補助対象の設備が、他の法令又は予算制度に基づき**国の補助を既に受けている又は受ける予定の場合は、補助の対象外となります。**
- 6 関係法令に遵守した設備であること。
- 7 商用化され、中古設備でないこと。

1 補助対象設備一覧

◆太陽光発電設備（自家消費型）

（1）補助対象者

ア 市民

自らが先行地域内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、又は居住する予定の方。

イ 事業者

自社で先行地域内に事業所等を所有し、事業活動をしている法人等

（2）補助額（率）

【市民】太陽光発電設備の価格の2/3（上限額70万円）

ソーラーカーポート 2/3（上限70万円）

【事業者】太陽光発電設備の価格の2/3

ソーラーカーポート 2/3（上限3億円/件）

※1,000円未満の端数切捨て

（3）交付要件

【共通】ア FITまたはFIP制度の認定を取得しないこと。

イ 法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録を行わないこと。

ウ 中古設備ではないこと。

エ 30%以上を自家消費すること。

オ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において適切な廃棄・リサイクルを実施すること。また、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう務めること。

カ ソーラーカーポートの場合は、建築確認申請を行い、確認済証、検査済証の提出ができること。

キ その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

【事業者】 自家消費する電力を含めて50%以上を先行地域内で消費すること。

◆蓄電池

(1) 補助対象者

ア 市民

自らが先行地域内に所有する住宅等（店舗併用住宅を含む）に居住している方、又は居住する予定の方

イ 事業者

自社で先行地域内に事業所等を有し、事業活動をしている法人等

(2) 補助額（率）

【市民】設置費用の3/4（上限80万円）

【事業者】設置費用の3/4

※1,000円未満の端数切捨て

(3) 交付要件

【共通】ア 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

イ 停電時のみに使用する非常用予備電源でないこと。

ウ 業務用蓄電池（20kWh超）の場合、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電池システムであること。

エ 家庭用蓄電池（20kWh以下）の場合、次の（a）～（c）を満たすこと。

（a）蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

（b）蓄電池部安全基準について、蓄電池部がJIS C 8715-2又はIEC 62619の規格を満足すること。

（c）メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。（販売店保証等は含めない。）また、保証期間内の補償費用は無償であること。

※なお、（b）蓄電池部安全基準をみたしているか、施工業者より、蓄電池基準確認書を提出いただきます。

オ その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

◆EVカーシェア

(1) 補助対象者

【事業者】自社で先行地域内に事業所等を有し、事業活動をしている法人等

(2) 補助額（率）

【電気自動車】100万円／台

【PHEV】60万円／台

※車体価格の1／3の方が低い場合は、その額が補助額になります。

(3) 交付要件

車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。

経済産業省「CEV補助金」で対象となる銘柄であること。

次の（ア）または（イ）のいずれかを満たすこと。

（ア）平常時に社用車として利用し、災害時に限らず遊休時に地域住民、社員等に有償又は無償にて貸し出すもの

（イ）（ア）以外のカーシェア事業として環境省及び本市から事前に承認を得たものであること。

※その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

◆充放電設備（V2H）

(1) 補助対象者

【事業者】自社で先行地域内に事業所等を有し、事業活動をしている法人等

(2) 補助額（率）

設置費用の3／4

(3) 交付要件

経済産業省「CEV補助金」で対象となる銘柄であること。

原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。

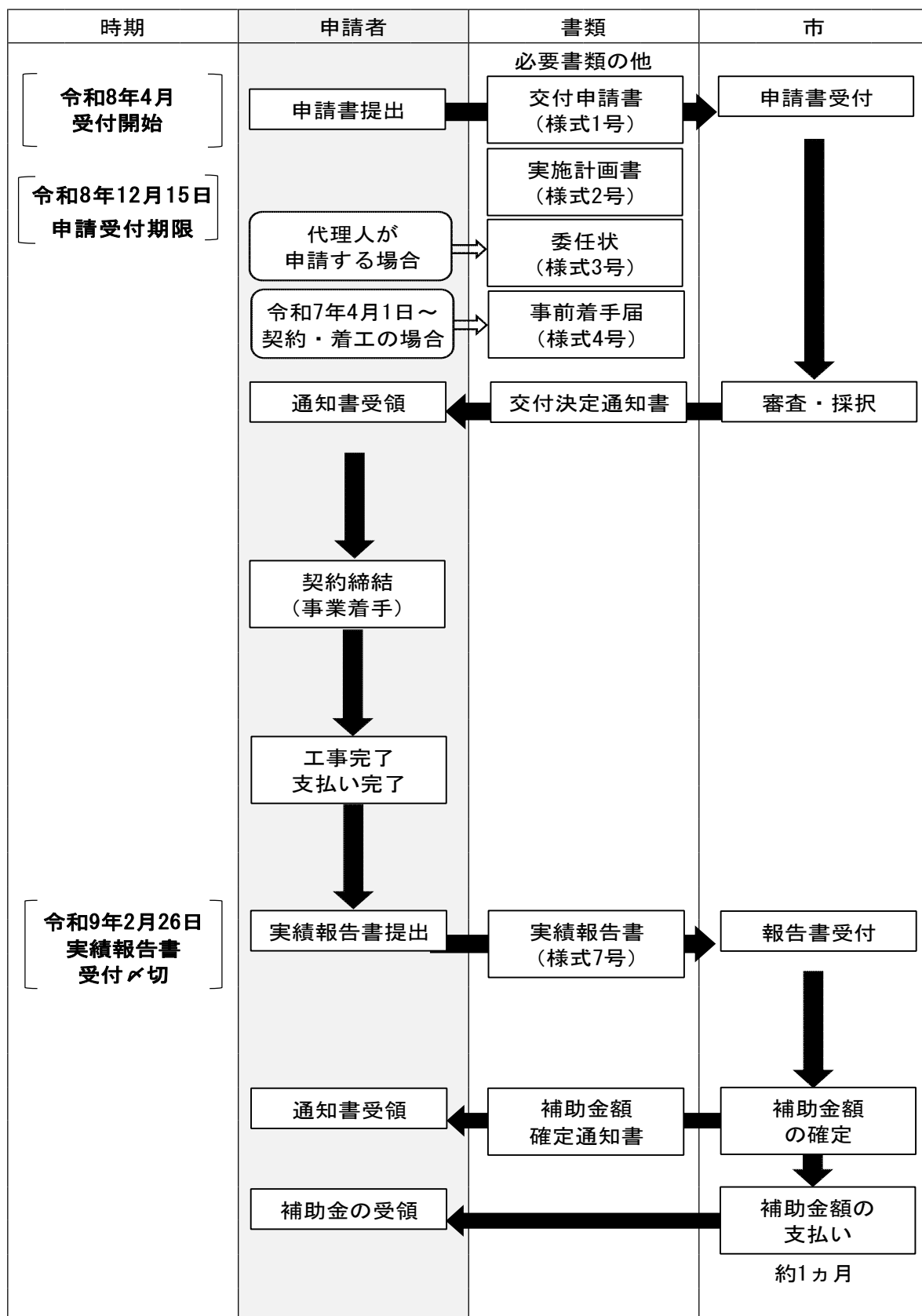
経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄であること。

※その他、補助要綱で定める設備要件を満たしていること。

◆ 共通要件

- (1) 先行地域内の市民又は事業者であること。
- (2) 同一世帯内（自らを含む。）に、同一設備の補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 補助対象設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する間、継続して使用すること。
- (6) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を受けていないこと。
- (7) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）の脱炭素先行地域づくり事業の交付要件を満たすこと。

3 補助金申請の流れ



4 交付申請について

(1) 受付期限

令和8年12月15日(火)まで(先着順)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分(土、日、祝を除く)

(3) 提出先

東松島市役所矢本庁舎 SDGs・脱炭素社会推進課(庁舎2階)

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

SDGs・脱炭素社会推進課「脱炭素補助金」担当宛て ※郵送の場合

(4) 提出書類

	提出書類	備考
1	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)	記入例を参考に記載してください。
2	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金実施計画書(様式第2号)	記入例を参考に記載してください。
3	交付申請額の根拠となる資料(見積書等) ※複数(3社以上)の見積書が必要。	設備及び工事費用の内訳が分かる見積書を提出してください。
4	施工・納入業者等の選定理由書(任意様式)	複数見積りがある場合は不要です。
5	補助対象設備の仕様がわかる書類 (カタログ、パンフレット等)	設備の仕様がわかる書類を提出してください。
6	ソーラーカーポート設置に係る建築確認申請実施確認書 ※ソーラーカーポートのみ	ソーラーカーポートを設置する場合、書類を提出してください。
7	蓄電池基準確認書 ※蓄電池のみ	蓄電池を設置する場合、書類を提出してください。
8	代理申請に係る委任状(様式第3号) ※代理申請者を定め申請する場合のみ	代理申請者を定め申請をする場合、書類を提出してください。
9	代理人申請に係る委任状(様式第3号の2) ※設置事業者が申請する場合のみ	設置事業者が代理申請する場合、書類を提出してください。
10	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届(様式第4号) ※交付決定前に契約・着工した方	交付申請前に契約・着工した方が提出してください。

< 交付申請書類提出リスト >

● 必須の書類 ○ 場合によっては必要な書類

提出書類		設置設備				備考
		太陽光発電設備	蓄電池	ソーラーカーポート	車載型蓄電池	
1	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金 交付申請書（様式第1号）	●	●	●	●	記入例を参考に記載してください。
2	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金 実施計画書（様式第2号）	●	●	●	●	記入例を参考に記載してください。
3	交付申請額の根拠となる資料 （見積書）※3社以上必須	●	●	●	●	設備及び工事費の内訳が分かる 見積書を3社以上提出してください。
4	施工・納入業者等の選定理由書 （任意様式）	○	○	○	○	複数見積もり（3社以上）が ある場合は不要です。
5	補助対象設備の仕様が分かる書類 （仕様書・カタログ・パンフレット等）	●	●	●	●	設備の仕様が分かる書類を 提出してください。
6	ソーラーカーポート設置に係る 建築確認申請実施確認書			●		ソーラーカーポートを設置する場合 書類を提出してください。
7	蓄電池基準確認書		●		●	蓄電池を設置する場合 書類を提出してください。
8	代理申請に係る委任状 （様式第3号）	○	○	○	○	代理申請者（個人）を定め申請する場合 書類を提出してください。
9	代理人申請に係る委任状 （様式第3号の2）	○	○	○	○	施工業者が代理申請する場合 書類を提出してください。
10	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金 事前着手届（様式第4号）	○	○	○	○	交付決定前に契約・着工した場合 書類を提出してください。

5 実績報告について

(1) 提出期限

事業が完了した日から30日以内又は**令和9年2月26日（金）**のいずれか早い日（必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分（土、日、祝を除く）

(3) 提出先

東松島市役所矢本庁舎 SDGs・脱炭素社会推進課（庁舎2階）

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

SDGs・脱炭素社会推進課「脱炭素補助金」担当宛て ※郵送の場合

(4) 提出書類

	提出書類	備考
1	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書（様式第7号）	記入例を参考に記載してください。
2	製品保証書の写し	
3	補助対象設備の費用の支払いが確認できる書類（領収書等）	・領収書の宛名はフルネームで発行したものを提出してください。 ・内訳の分かる請求書等を提出してください。
4	設置状態を示す写真（自宅等の一部と機器が写るもの）	カラーサイズL判以上、設備の設置前後が分かる写真を提出してください。
5	交付決定者の振込先口座が分かる書類	通帳のコピーなど
6	電力受給契約確認書の写し ※太陽光発電設備、ソーラーカーポートのみ	余剰電力を電力会社に売電する場合、提出してください。
7	建築確認済証、建築検査済証の写し ※ソーラーカーポートのみ	ソーラーカーポートを設置する場合、書類を提出してください。
8	自動車検査証の写し ※車載型蓄電池のみ	

※提出期限までに書類がそろわない場合は補助金交付が受けられません。申請に際し、事業者と十分に工期を確認してください。

<実績報告書類提出リスト>

●必須の書類 ○場合によっては必要な書類

提出書類		設置設備				備考
		太陽光発電設備	蓄電池	ソーラーカーポート	車載型蓄電池	
1	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書（様式第7号）	●	●	●	●	記入例を参考に記載してください。
2	製品保証書の写し	●	●	●	●	設置した設備の全ての保証書を提出してください。
3	補助対象設備の費用の支払いが確認できる書類（領収書等）の写し	●	●	●	●	領収書の宛名はフルネームで発行
4	設置状態を示す写真	●	●	●	●	各設備ごとに必要な写真が異なりますのでホームページをご確認ください。
5	交付決定者の振込先口座が分かる書類（通帳）の写し	●	●	●	●	申請者と振込先となる口座名義人は同一である必要があります。
6	電力受給契約確認書の写し	○	○	○	○	余剰電力を電力会社に売電する場合提出してください。
7	建築確認済証・建築検査済証の写し			●		ソーラーカーポートを設置する場合提出してください。
8	自動車検査証の写し				●	車載型蓄電池で補助を受けた場合提出してください。

6 その他

(1) 発電量等の報告（太陽光発電設備の申請者の方）

申請者は、太陽光発電設備設置翌月から12か月後までの発電量や自家消費量を太陽光発電自家消費率報告書（様式8号）により、市に報告する必要があります。また、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等のデータについて、市が情報提供を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事業の変更・中止

申請者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を提出してください。

(3) 取得財産の管理義務・処分等の制限

申請者は、次の一覧表に掲げる耐用年数を経過するまで、適切に管理してください。また、市の承認を受けることなく、補助金の交付目的以外に使用・売却・譲渡・交換・貸付・担保に供することはできません。

法定耐用年数一覧表

区分	耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年
エネルギーマネジメントシステム（EMS）	5年
電気自動車（EV）	6年
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	6年
充放電設備（充放電設備・充電設備）	6年

【お問い合わせ先】

東松島市企画部 SDGs・脱炭素社会推進課

所在地：〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1

TEL：(0225) 82-1111 (内線1472)

FAX：(0225) 82-1124

E-MAIL: gx@city.higashimatsushima.miyagi.jp